

自治労共済生協の

公務員賠償責任保険制度のご案内

(公務員賠償責任保険、医師賠償責任保険)

10月発効の
加入受付締切日

2018年8月21日(火)

※組合独自の締切日を設けている場合がございます。所属の組合へご連絡ください。

保険期間

2018年10月1日午後4時～
2019年10月1日午後4時まで

11月発効以降の
中途加入受付締切日

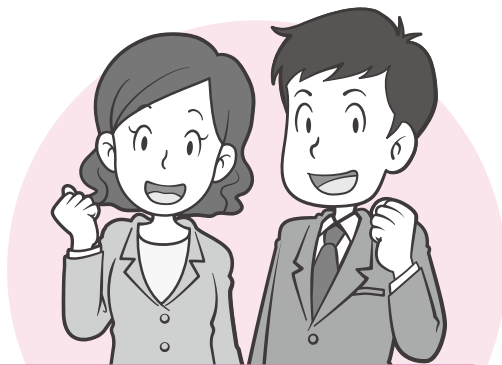
毎月発効日前月の15日
(土・日・祝日の場合はその前日)

保険(補償)期間

(加入締切日の)翌月1日午前0時～
2019年10月1日午後4時まで

入っていれば安心です!

- 行政への関心の高まり
- 地方分権進展にともなう行政運営の変化
- 情報公開制度の浸透



本制度の特長点

- 住民監査請求による監査委員の賠償勧告の措置に基づく損害賠償請求・返還請求(住民訴訟の前段階)
- 地方自治法243条の2等による首長からの弁償請求・損害賠償命令の決定(*)
(会計職員及び予算執行職員等の賠償責任も対象となります)
- 国家賠償法2条2項による自治体(記名法人)からの求償(公の営造物の設置・管理責任)
- セクハラ・パワハラ[※]の争訟費用
[※]故意の場合は免責です。また、損害賠償金はお支払い対象外です。
- 民事訴訟・民事調停等[※]に対応
争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等)で生じた弁護士費用等についても対応。
[※]予め保険会社の同意を得て支出した費用に限ります。
- 専門職(看護師・保育士・幼稚園教諭等)の業務に起因する請求も補償します。
[※]専門業務が補償対象外となる職種もございます。
詳しくはパンフレットの「保険の概要(1)」の「(1)被保険者となることができる対象職種」をご参照ください。

加入期間前後の補償も充実!

POINT
1

初年度加入日より前に行った行為に起因する請求も補償します。

※公務員賠償責任保険部分のみ。医師賠償責任保険での補償部分に関しましては規定が異なりますため、別途お問い合わせください。

POINT
2

退職後も5年間の補償が続きます。

※公務員賠償責任保険部分のみ。医師賠償責任保険での補償部分に関しましては、原則として対象となりません。詳細はお問い合わせください。

この保険では法律上の損害賠償金のほか、弁護士相談費用(訴訟に先立って行う法律相談費用を含む)等もお支払いの対象としています。
※詳しくはパンフレットの「保険の概要」(1)ページを参照ください。

組合員様からのご相談・制度等のお問い合わせはこちら!

連絡先: 自治労サービス

フリーダイヤル

ナヤマナ コーム

0120-786-756

(平日9:00~17:30)



*「地方自治法第243条の2」の規定による損害賠償命令の決定および「会計法第41条1項」「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」「物品管理法第31条1項および2項」の規定による弁償請求が対象となります。法律上の損害賠償金および争訟費用ならびに法律上の弁償金については、裏面の「保険料・補償内容(支払限度額)」の表内「法律上の損害賠償金および争訟費用」の支払限度額欄に掲載の額の内枠においてその50%が支払限度額となります。また、「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」の規定による弁償請求については、縮小支払割合(90%)も適用されます。

■ 10月発効の保険料

| 一般職・専門職 (下記2職種除く) | 項目 | タイプS (3億円) | タイプA (1億円) | タイプB (5,000万円) | タイプC (3,000万円) |
|--|--|---------------|---------------|-------------------|-------------------|
| | 年間保険料 (公務員賠償責任保険) | 7,440円 | 6,240円 | 4,800円 | 2,880円 |
| | 法律上の損害賠償金 および争訟費用(合算) 1請求・保険期間中の支払限度額* | 3億円 | 1億円 | 5,000万円 | 3,000万円 |
| | 訴訟対応費用 1請求の支払限度額 | 500万円 | | | |
| 初期対応費用 (右額のうち、対人見舞費用は 被害者1名あたり3万円が限度) 1事故の支払限度額 | 500万円 | | | | |

*「地方自治法第243条の2」の規定による損害賠償命令の決定および「会計法第41条1項」「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」「物品管理法第31条1項および2項」の規定による弁償請求の場合、法律上の損害賠償金および争訟費用ならびに法律上の弁償金については、表内「法律上の損害賠償金および争訟費用」の支払限度額欄に掲載の額の枠内において、その50%が支払限度額となります。また、「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」の規定による弁償請求については、縮小支払割合(90%)も適用されます。

■ 11月発効以降の保険料(中途加入)

| 項目 | 11月補償開始 | 12月補償開始 | 1月補償開始 | 2月補償開始 | 3月補償開始 | 4月補償開始 | 5月補償開始 | 6月補償開始 | 7月補償開始 |
|------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| タイプS | 6,820円 | 6,200円 | 5,580円 | 4,960円 | 4,340円 | 3,720円 | 3,100円 | 2,480円 | 1,860円 |
| タイプA | 5,720円 | 5,200円 | 4,680円 | 4,160円 | 3,640円 | 3,120円 | 2,600円 | 2,080円 | 1,560円 |
| タイプB | 4,400円 | 4,000円 | 3,600円 | 3,200円 | 2,800円 | 2,400円 | 2,000円 | 1,600円 | 1,200円 |
| タイプC | 2,640円 | 2,400円 | 2,160円 | 1,920円 | 1,680円 | 1,440円 | 1,200円 | 960円 | 720円 |

医師・歯科医師

取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。(保険料と医師賠償責任保険の補償内容についてご案内させていただきます。)

加入対象者

加入対象者は自治労共済生協の組合員かつ、地方公共団体または特定地方独立行政法人(公務員型)に所属し地方公務員の身分を有する職員(特別職、教員※、警察職は除く)となります。

※幼稚園教諭は加入できません。

(1) 被保険者となることのできる対象職種

| 加入 できる 職種 例 | 一般職 | 事務職の他、農業・土木・電気等の技術職、清掃・給食・学校用務員等の現業職(技能労務職)も含みます。 |
|----------------------|--------------------------------|---|
| | 専門職 ※下記以外 (専門的な資格を有する職種) | 薬剤師、助産師、看護師、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、救急救命士、救命艇士、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員(ケアマネージャー)、ホームヘルパー、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、保育士、老人福祉指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、精神保健福祉相談員、職能判定員、母子指導員、少年指導員、児童指導員、児童の遊びを指導する者(児童厚生員)、児童自立支援専門員、児童福祉司、放課後児童指導員、心理判定員、児童生活支援員、社会福祉主事、栄養士、調理師、幼稚園教諭、准看護師、建築主事、食品衛生監視員、環境衛生指導員、計量士 等 |
| | 職種により保険料と一部補償内容が異なる専門職 | 医師、歯科医師 |
| | 専門業務に起因する所定の事故に対する請求は免責となる専門職 | 獣医師、はり師、きゅう師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 |

(2) 被保険者となることができない対象職種

特別職、教員(※幼稚園教諭は加入可)、警察職、司法警察員

※上記に記載のない職種または「知事、副知事、市長、副市長、議員」以外の特別職の場合は、自治労サービス(保険事業部)(TEL:03-5226-3424)にお問い合わせください。

※被保険者とは、保険の補償を受けることのできる方をいいます。

保険金をお支払いする場合

(医師賠償責任保険では異なります。)

保険期間中に次のいずれかの請求・勧告がなされたことまたは命令の決定がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

1 損害賠償請求

被保険者が記名法人の職員としての職務につき行った行為(不作為を含みます。以下同様とします。)に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求(「3」の請求または「4」の措置に基づくものを除きます。)

2 不当利得返還請求

被保険者が記名法人の職員としての職務につき行った行為または受領した給付(名目を問いません)に起因して被保険者に対してなされた返還請求(「3」の請求または「4」の措置に基づくものを除きます。)

3 住民訴訟による提訴請求

地方自治法第242条の2第1項第4号の規定により被保険者に対して損害賠償請求または不当利得返還請求を行うことを住民が記名法人の執行機関または職員に対して求める請求により被保険者に対してなされた損害賠償請求または返還請求

4 住民監査請求による監査委員の勧告

地方自治法第242条第9項の規定による監査委員による勧告(職員に対して賠償措置を講ずる勧告)に基づく措置により被保険者に対してなされた損害賠償請求または返還請求

5 以下の法律により被保険者に対してなされた弁償請求・損害賠償命令の決定

監査委員が実施する監査の結果による、会計法第41条1項、予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項、物品管理法第31条1項および2項により被保険者に対してなされた弁償請求、および地方自治法第243条の2の規定により被保険者に対してなされた損害賠償命令の決定

6 侵害行為による損害賠償請求

侵害行為(※)に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求

(※)侵害行為とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。

- ア. 職場において行われる性的な言動に対する対応により職場の労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。
- イ. 職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、労働者に対して精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること。
- ウ. 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。

退職後

被保険者が保険期間中に記名法人の職員でなくなった場合において、保険期間の末日から5年以内を上記1から6の請求または命令の決定を受けたときは、その保険期間の末日に請求があったとみなし保険金支払の対象となります。ただし退職時に加入していた公務員賠償責任保険の保険期間の末日まで被保険者であった場合に限ります。

※1 なお、上記「1」「3」「4」の損害賠償請求および「5」の損害賠償命令の決定については、「法律上の損害賠償金」と「争訟費用」が対象となります。「5」の弁償請求については、「法律上の弁償金」と「争訟費用」が対象となります。「2」「3」「4」の返還請求および「6」の損害賠償請求については「争訟費用」が対象となります。(不当利得の返還請求において就訴した場合の返還金は対象となりませんのでご注意ください。)

※2 初期対応費用・訴訟対応費用のお支払い事由につきましては、パンフレットの「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

このチラシは「自治労共済生協の公務員賠償責任保険制度」の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずパンフレット(「自治労共済生協の公務員賠償責任保険制度のご案内」)をよくお読みください。詳細はご契約者である自治労共済生協の代表者にお渡りする保険約款によりますが、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

取扱代理店

株式会社自治労サービス

保険事業部

〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館6F

TEL:03-5226-3424 FAX:03-5213-5485

受付時間 平日午前9時～午後5時30分

E-Mail:kusunose@jichiro.gr.jp

事務手続きについては各所属組合まで

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)広域法人部 団体・協同組織室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4151

受付時間 平日午前9時～午後5時